	二十一　大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、アルゼンチン、チリ、オーストラリア、ニュージーランド	二十二　パキスタン、マレーシア、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、
	えのころぐさ、キウイフルーツ、きり、さるなし、しまさるなし、ながえつるのげいとう及びみやまたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの	ごま、せいようわさび、セロリー、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん
riobacter solanacearumに侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないこと又はその検査証明書に記載した検査を信ずる旨を明記し、又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar. 3に侵されていないことが特記されていること。 一　花粉については、輸出国の政府機関が指定する*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar. 3が発生していない生産園地において生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法により検査が行われること。 二　花粉以外の生植物については、*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae* biovar. 3が発生していない状態が維持されている生産地域において生産され、かつ、その検	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検

オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スーダン、ソマリア、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド		二十三　台湾、イスラエル、イラン、イタリア、スペイン、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ
属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	アガティス・アウストラリス、アスパラガス・アクティフォリウス、アスポカカス・アクティフォリウス、アジイ、アスドノカカス・アクティフォリウス、あめりかえのき、あめりかすずかけ、あめりかふじ、あめりかまめがき、あめりかやまびわ、あめりかりゅうきゅうまつ、アルテラ、アルヌス・ロルナビンテトリオン・エクスケルスス、アレンクフォリア・ユリブリンシン、アンヌス、イウアリ、いぬびわ、いわたどり、ウィキア・ルドウィキアナ、ウィプブルヌム・テンシフォリア、うらじろあめがしわ、エキネシウム・プラタネンセ、エリカ・キネレア、エレモフィラ・マクラタ、おおあふみ、おおおきりかなむぐら、かなまむぐら、からたち、カリブクタ、かろらいなキリンドリカ、きぬげちこべさ、きんごじか、ぎんばいかグレヴィレア・ユニペロリナ、こべさ、ここのかかぐさ、ごしきぬ、ごしきぬ、ごしきぬ	